

障がい者住宅の整備助成について

障がい者が居住する住宅を日常生活に適するように整備（玄関の段差解消など）するため助成（在宅重度障がい者住宅改造助成）を行います。

◎ 制度

対象者	<ul style="list-style-type: none">● 身体障害者手帳1・2級● 療育手帳A、● 精神障害者保健福祉手帳1級 上記手帳をお持ちで、在宅で住宅を整備するのが困難で、その人が属する世帯の生計中心者(注1)の前年の所得金額(注2)が2,000,000円未満の人 (注1):対象となる障がい者の生計を実質的に支える者 (注2):所得税法の規定により算定された金額(1～6月の申請は前々年の所得金額となります)
助成対象工事	障がい者が日常生活において、直接利用する住宅の設備を障がい者に適するように改造する工事。 改造箇所：玄関（または他の室外への出入口）・台所・浴室（脱衣所含む）・トイレ・廊下・居室・階段・洗面所・その他、必要と認められる箇所
助成額	補助基準額（60万円を上限）の3分の2以内（40万円以内） ※大分県全体で年間の助成額総額に上限があります。また、申込みに対し審査（県・市）があり、その後、助成が決定されます。

◎ 申込み

必要書類	<ul style="list-style-type: none">● 在宅重度障害者住宅改造助成事業補助金交付申請書● 業者の見積書（見積は2社）● 住宅全体の間取図● 改造箇所の見取図● 改造箇所の写真（3方向程度）● その他必要と認めるパンフレット等
------	---

◎ 注意事項

- 改造工事の着工・施工前の申請が必要です
- すでに改造されている場合は対象になりません
- 補助金は償還払い（一時的に業者へ全額支払う必要あり）になります
- 年度内で完了する必要があるため、申請時期によっては受付ができない場合があります
- 障がいに応じた改造をすることが条件となります
- 新築・増築は対象外です
- 現在お住まいの住宅につき、1回限りの対象となります
- 予算に限りがあるため、受付できないことがあります

在宅障がい者のための住宅改造には、上記の助成制度以外に、手すり等の設置に対し介護保険制度、身体障害者日常生活用具給付等制度による給付（各事業費上限20万円）があります。以前では、それらの事業とは関係なく本事業での上限額は60万円でしたが、平成18年度からはそれらの制度による事業と合わせて60万円が上限となります。例えば、他の事業で20万円の助成を受ける場合は、本事業での上限額は40万円となります。

日田市社会福祉課 障害福祉係 TEL 22-8290（直通） FAX 22-8258
--